

第19回山形地方裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成24年9月7日(金)午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所 山形地方裁判所第1会議室
- 3 出席委員 岩城愼二, 遠藤隆弘, 尾形美好, 押野浩, コーエンズ久美子, 今田裕幸, 高田美紗子, 外塚功, 永澤孝, 中島泰徳, 正木徹, 松岡由美子, 三澤栄治, 水野邦夫
- 4 講師 山形地方検察庁 雲野晴久三席検事
- 5 列席職員等 矢数昌雄刑事部総括判事, 渡邊智子事務局長, 清野武刑事首席書記官, 富田真生事務局次長, 庄子洋刑事訟廷管理官, 秋元学総務課長, 那須知子総務課課長補佐, 五十嵐亨庶務係長

6 議事要旨

(1) 山形地方裁判所委員会委員長挨拶

(2) 議題「山形地方裁判所における裁判員裁判」

ア 「検察官から見た裁判員裁判」と題して, 山形地方検察庁雲野晴久三席検事が講演を行った。

イ 「弁護士から見た裁判員裁判」と題して, 山形県弁護士会所属外塚功委員が講演を行った。

ウ 矢数刑事部総括判事が, 先に行われた「裁判員経験者の意見交換会」の実施結果について説明した。

これらの説明等を踏まえて, 委員による意見交換を行った。

<主な意見> (委員長, 委員, 説明者(講師・委員), 説明者(列席職員))

検察庁では, 裁判員裁判で行うプレゼンテーションの研修等を組織的に行っているのか。

裁判員制度開始時には, 外部講師を招いて話し方の講義等を行っていたが, 最近では, 研修という形ではなく, 裁判員裁判のプレゼンテーションを事前に

職員に見てもらおうということをしている。

本日の説明を聞くと、現行の裁判員制度に対する評価については、概ね良い評価のようである。一方、負担感といったマイナス面もあり、このまま現行制度を続けていくことについて疑問がある。

また、プレゼンテーションの出来栄や説得力によって判断に影響が出ることはないのか、裁判員には理解が難しいから本来争うべき点を主張しないとといったことがないのかといった点が心配である。

確かに現行制度は、日弁連の考え方とは隔たりがある。量刑への関与の是非、刑事裁判の考え方を裁判員に理解させるための裁判所の説明の在り方の問題や負担感をはじめとした様々な問題がある。それらの問題を把握して検証作業を行う必要があると考えている。

裁判員制度には、プラスの点もマイナスの点もある。今後の制度見直し等については、最終的には国会で検討されることになる。現段階では、現行法規の下で、できるだけ国民の負担が軽くなるよう努力したい。

裁判員の負担については、例えば、死体写真のような証拠を取り調べずに判断してもらうのが難しいケースもある。そのような場合には、取り調べる写真の数を最小限に留めるなどショックをできる限り和らげる配慮はしている。今後も十分配慮してやっていきたい。

評議において、裁判官と一緒に争点について話し合うので、プレゼンテーションの良し悪しで、有罪が無罪に、無罪が有罪になったりすることはないと考える。

最高裁では、メンタルヘルスケアのための24時間相談窓口を開設しているので、そちらを利用していただくことも可能である。

裁判員として裁判に出席するまでの仕事や家庭のことなどの負担感について、制度的に考えていかなければならないことはないのか。

呼出を受けてから、3、4日間の仕事等の調整を行っていただくという負

担は裁判員裁判においては、避けられないと考えている。実際に裁判員の方から、仕事を休むのは大変、小さい子どもを預けるのは大変との声を聞く。ただ、判決終了後は、負担はあったが、出席して良かったという意見が比較的聞かれる。

裁判員制度が始まる数年前から、民間企業等を訪問し、裁判員裁判に参加するための有給休暇の創設等裁判員制度に対する理解が得られるよう、広報活動を行ってきたところではある。

なお、その人がいないと仕事が進められないとか家族の介護で家を空けられない等の事情がある方については、辞退が認められることがある。

量刑についての精神的な負担感はどの程度あるのか。

評議により、人の意見を聞きながら話を詰めた上で徐々に範囲が決まってくるので、量刑についての負担感はそれほどではないと思うが、裁判員裁判を行っているということ自体が、非日常的なことであり、人を裁くということ自体が負担としては軽くはない。

帰化した人が、裁判員候補者になったケースはあるのか。候補者となった場合、言葉の問題で判断に支障がある場合には候補者から外すことがあるのか。

候補者の中に帰化した方が含まれていたかどうかは不明である。

なお、本人から日本語が不得手であることを理由として辞退の申出があった場合には、その時点で判断することになるが、裁判所の方から一方的に外すことはない。検察官又は弁護士から請求があり不選任となることもあり得るが、あくまでも個別の判断ということになる。

外国語版の裁判員候補者用の説明 DVD は作成しているか。

外国語版の説明用 DVD は作成してない。裁判員候補者に事前に送付して記入してもらう質問票には、裁判所で何らかの手伝いが必要である旨記載する欄があり、そこに言語のことが記載してあればその時点で対応を検討

させていただくことになる。

評議の内容は記録しているのか。また、守秘義務が課せられていることの負担感について、裁判員から意見が出されたことがあるか。

評議の内容を記録に残すことはない。また、守秘義務について裁判員の方から積極的に意見が出されたことはない。

なお、法廷で見聞きしたことについては話して構わないことになっている。守秘義務を一生背負っていくのは重い負担であり、日弁連としても負担を軽減できるよう努力している。また、裁判員経験者の全国組織も立ち上げられ、そこで経験を伝え、改善すべきことを伝えようとしているようである。その中で一番大きい問題は守秘義務のことである。

今までの裁判員裁判の判決についてどのように考えているか。

今までの判決は、ほぼ想定の範囲内である。

性犯罪などについては厳しい判決が出ており、全体的に重罰化が進んでいると感じている。山形においてもその傾向にあるのではないかと思う。一方、老老介護に関する事件については軽い傾向にある。

裁判員制度について、一般国民は少し忘れつつあるのではないか。これまでの成果を含め、裁判員として参加するということを国民にアピールする必要があると考える。

制度開始時に比べ、最近の PR は十分ではなかったかもしれない。参考にさせていただく。

(3) 次回のテーマ

未定

(4) 次回予定期日

平成 2 5 年 3 月 1 日 (金) 午後 1 時 3 0 分から